

令和6年度
第5回 鎌倉市下水道事業運営審議会

鎌倉市における下水道管の点検の取組について

令和7年3月27日(木)
神奈川県鎌倉市

埼玉県八潮市道路陥没事故を受け鎌倉市で実施した緊急点検について

令和7年1月28日 埼玉県八潮市の中央一丁目交差点で道路陥没事故が発生。



令和7年1月29日 国土交通省は、大規模な下水処理場や下水道管を管理する都道府県に緊急点検を要請。

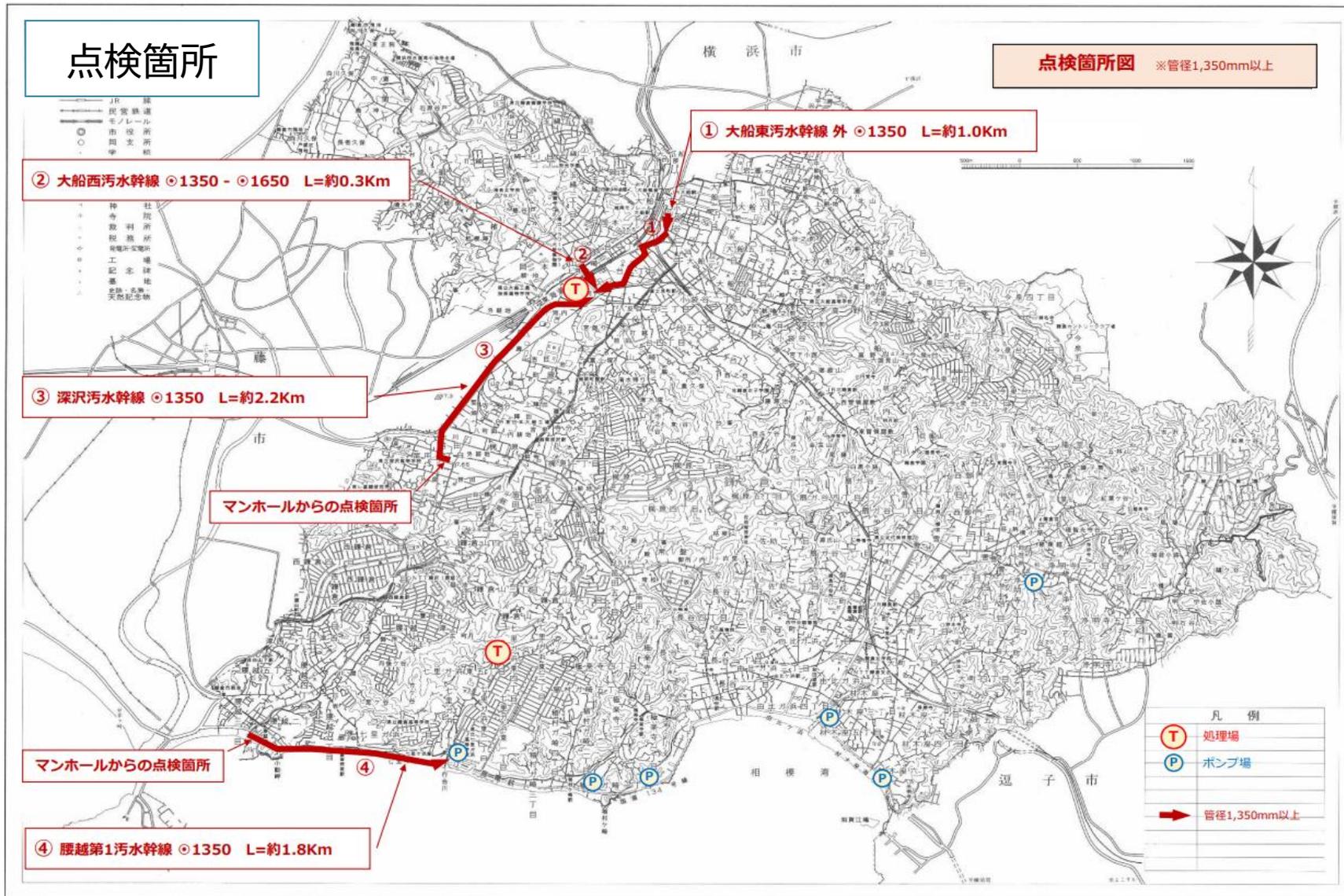
令和7年2月10日 神奈川県から、これまでの点検実施時期にかかわらず緊急点検を行い、異状があることが把握された場合、補修を行うなど適切な措置を行うよう事務連絡を受けた。



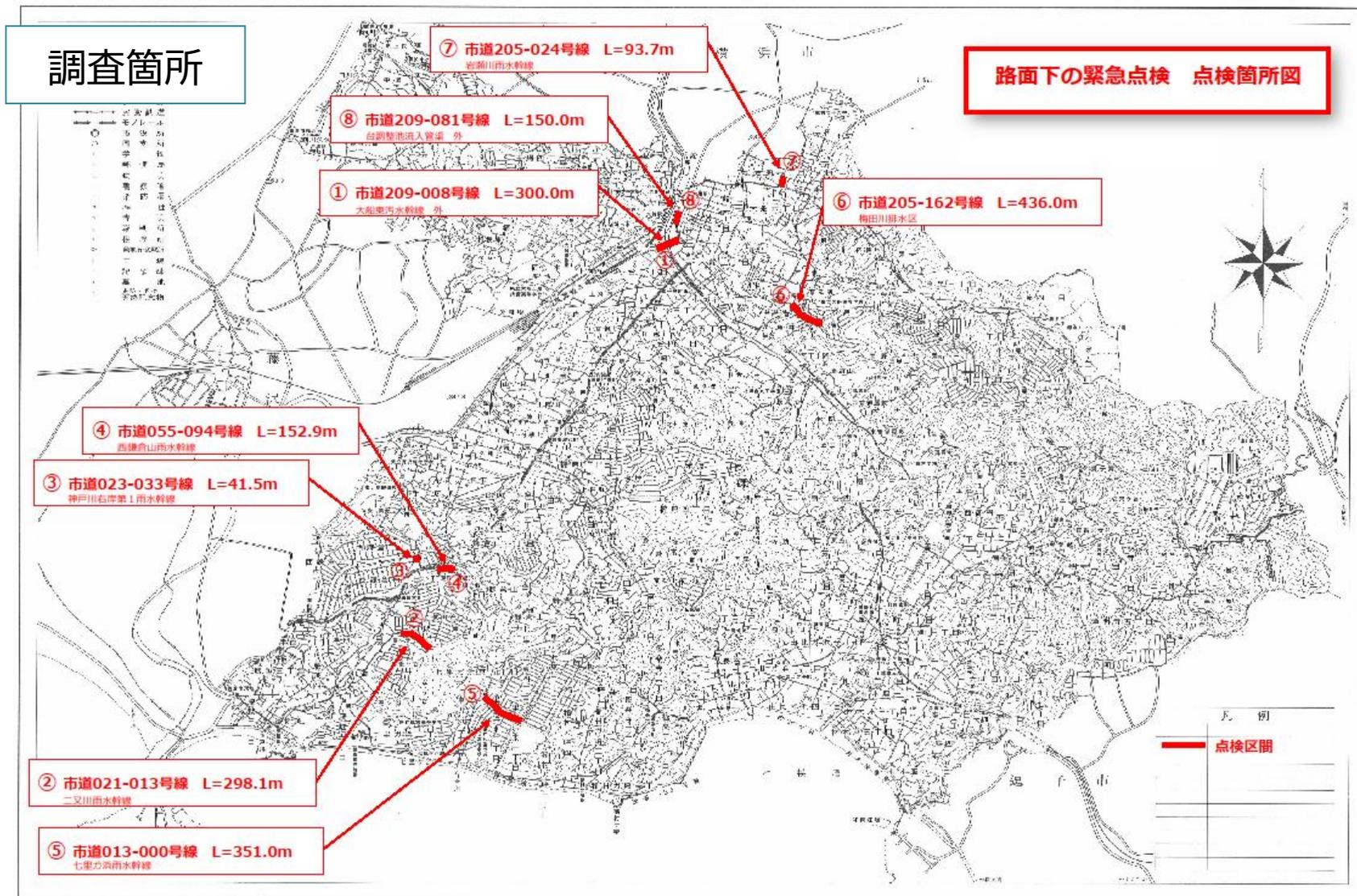
令和7年2月14日 管径1.35m以上の下水道管(汚水)を対象に目視による点検を実施。⇒異常は見られなかった。

令和7年3月11日
~12日 上記調査に加え、管径1.35m以上の下水道管(汚水・雨水)が埋設されている市道の路面市下空洞調査を実施。
⇒危険度の高い空洞は検知されなかった。

埼玉県八潮市道路陥没事故を受け鎌倉市で実施した緊急点検について

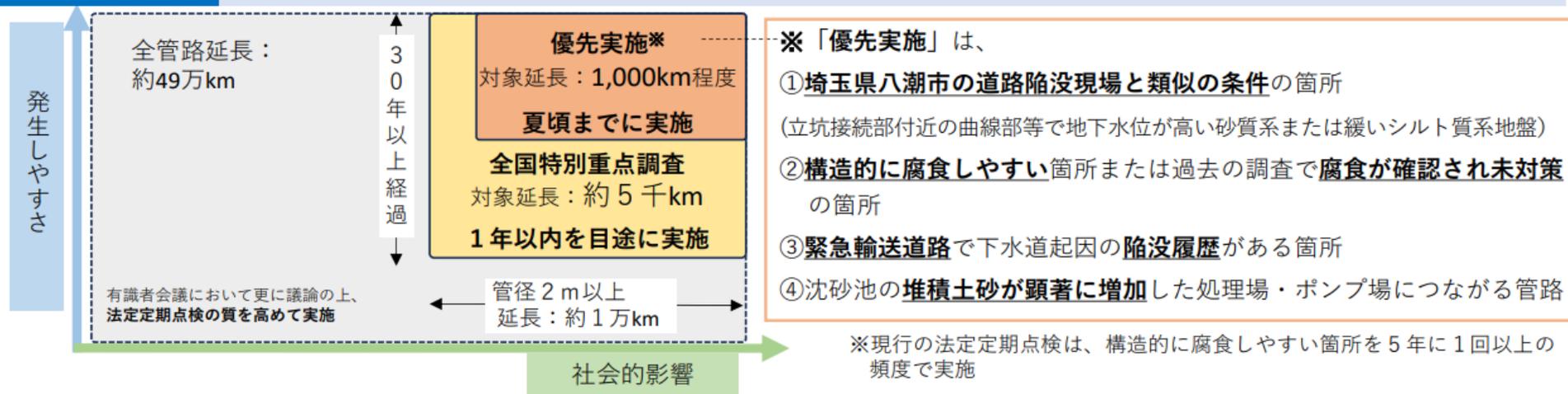


埼玉県八潮市道路陥没事故を受け鎌倉市で実施した緊急点検について



下水道管路の全国特別重点調査の概要

1. 調査対象： 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化： 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

○管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査

※優先実施箇所では、緊急度がⅠ、Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施

○空洞調査：緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

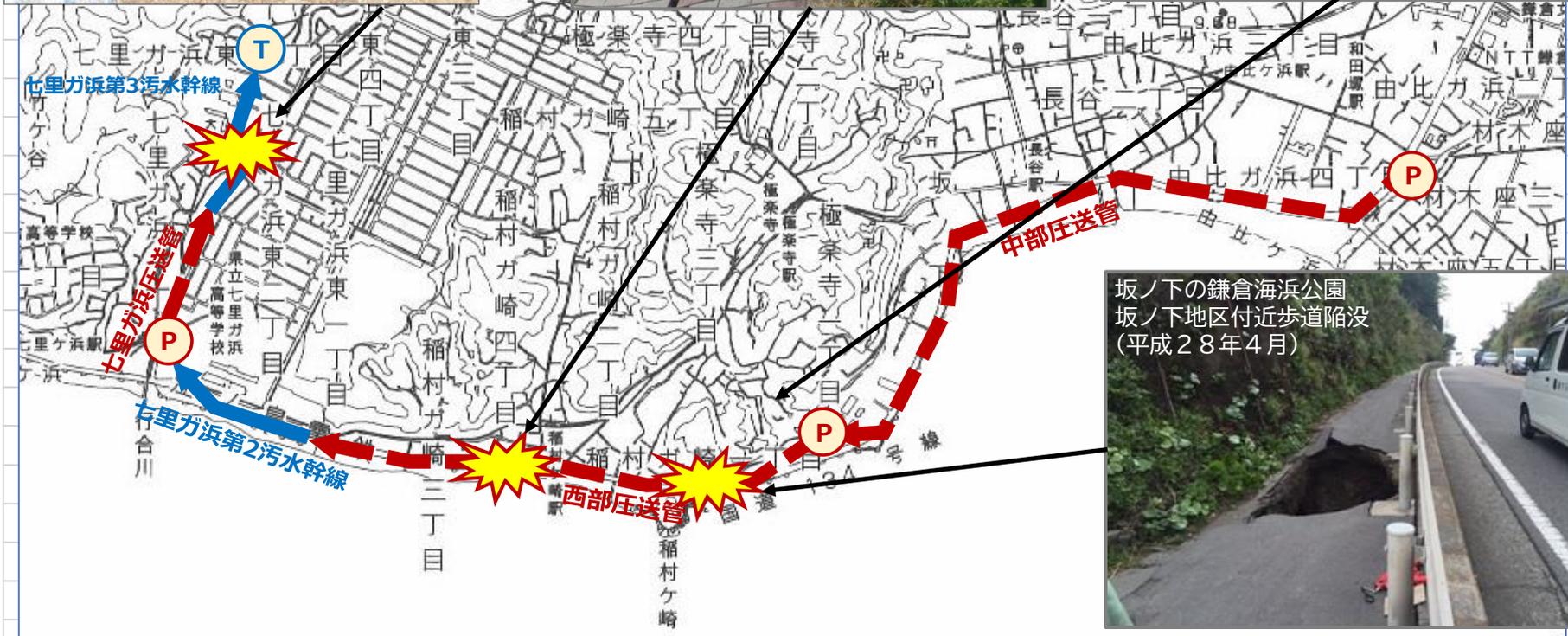
3. 判定基準の強化： 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上	強化	ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

過去に鎌倉市で起こった陥没事故



鎌倉市の下水道の現状

鎌倉市の公共下水道(汚水)の現状

昭和33年(1958年) 鎌倉処理区の都市計画決定、事業認可
 昭和47年(1972年) 七里ガ浜下水道終末処理場の運転開始
 昭和61年(1986年) 大船処理区の都市計画決定、事業認可
 平成 5年(1993年) 山崎下水道終末処理場の運転開始

運転開始から
53年!

運転開始から
31年!

令和5年度末における、鎌倉市の公共下水道(汚水)管渠の
 総延長は約500Km。このうちの約24%(延長約120Km)
 が標準耐用年数の50年を超えている。

様々な不具合が発生

・管渠の破損、木根侵入による管渠の閉塞、雨天時の浸入水による溢水など

市民要望	200~250件/年	修繕-補修対応	60~80件/年
道路陥没	5~6件/年		

- ・七里ガ浜浄化センターで、送風機が突発故障で緊急停止。
- ・山崎浄化センターでも、送風機が突発故障で緊急停止。

計画的な維持管理・修繕改築

「下水道施設の管理は、これまでは、破損等が発生してから修繕改築を行う「事後保全型管理」としてきましたが、今後、老朽施設が更に増加することから、破損等する前に危険度に応じて修繕改築を行う「予防保全型管理」を順次導入することで、事故の発生を抑制するとともにコストの縮減・平準化を進めていきます。」
 (経営戦略 経営の基本方針)

鎌倉市下水道ストックマネジメント計画(管路施設)

施設名称		点検・調査頻度	改築の判定基準
管きよ, (マンホール, マンホールふた)	腐食のおそれの大きい箇所	1回/5年の頻度で点検を実施。1回/10年の頻度または点検で異常を確認した場合に調査を実施。	緊急度Ⅰ,Ⅱで修繕・改築を検討
	重要施設(緊急輸送路・軌道下)および民間開発団地、圧送管(露出部)	1回/7年程度の頻度で点検を実施。1回/15年の頻度または点検で異常を確認した場合に調査を実施。	
	一般環境下	1回/15年の頻度で点検を実施。1回/30年の頻度または点検で異常を確認した場合に調査を実施。	